

改 正 案	現 行
(印鑑登録証明の申請) 第12条 登録者又はその代理人は、登録を受けている印鑑について印鑑登録証明書の交付を受けようとするときは、証明交付申請書に印鑑登録証を添えて市長に申請しなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）<u>、特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カードをいう。）又は特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書をいう。）</u>を所持する登録者は、キオスク端末（地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を經由して、本市の電子計算機と電気通信回線により接続された通信端末機器で、利用者自らが必要な操作を行うことにより、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。）を利用して印鑑登録証明書の交付を申請することができる。	(印鑑登録証明の申請) 第12条 登録者又はその代理人は、登録を受けている印鑑について印鑑登録証明書の交付を受けようとするときは、証明交付申請書に印鑑登録証を添えて市長に申請しなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。） _____を所持する登録者は、キオスク端末（地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を經由して、本市の電子計算機と電気通信回線により接続された通信端末機器で、利用者自らが必要な操作を行うことにより、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。）を利用して印鑑登録証明書の交付を申請することができる。